

平成 24 年 9 月定例会総務委員会 開会 開会日：2012/09/19

○ 第 4 日目（10 月 4 日）

3 出席委員（10 名）

4 欠席委員（なし）

5 参考人（4 名）

6 議事内容

(1) 再開

(2) 集中審査に係る議題の宣告

(3) 集中審査【知事提出議案第 133 号】の開始

(4) 集中審査に係る議題の説明

ア 小川危機管理監兼危機管理部長

(5) 参考人の紹介

ア 「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例」制定

請求代表者 鈴木望氏

(6) 質疑・質問等

■渡瀬委員

ア 県民投票期日時の浜岡原子力発電所再稼働の判断材料に対する考え方

イ 提出条例不備についての署名者への説明責任と不備指摘に対する考え

■多家委員

ア 県民投票条例署名収集の意図

イ 投票資格者を 18 歳以上とした理由

ウ 県当局との条例案についての協議の状況経過

エ 浜岡原子力発電所停止時の安全性についての認識

■櫻町委員

ア 署名を求める際のマニュアル、条例案説明の有無

イ 県民投票署名における地域間の温度差についての所見

ウ 原発の安全性確保を再稼働の前提とする知事の意見への所見

エ 中部電力の安全確保対策への所見

オ 自治法改正を受けた県と市町の関係に対する考え

カ 条例目的に中長期的なエネルギー政策に係る住民自治の推進を入れた理由

キ 投票事務を受託しない市町があった場合に県民の総意となるかの考え

■蓮池委員

ア 署名を求める際のマニュアルの委員会への提示

イ 浜岡原子力発電所の安全対策未完了段階で県民の意思を問う理由

ウ 県民投票条例の条文作成者

エ 県議会での修正を前提とした条例原案に対する認識

- オ 県民投票実施結果による再稼働の判断に対する見解
- カ 県民投票条例署名活動の政治的利用の有無
- キ 投票事務を受託しない市町がある場合の県民投票への影響

■佐野委員

- ア 県民投票条例署名時の再稼働賛成意見の割合
- イ 中部電力浜岡原子力発電所の安全対策の確認状況
- ウ 浜岡原子力発電所再稼働の時期に対する見解
- エ 県民投票実施時の有効投票率に対する考え
- オ 浜岡原子力発電所の安全対策を確認したうえでの署名活動の必要性の  
識
- カ 浜岡原子力発電所が停止状態にある時期に県民投票を行う意味

■源馬委員

- ア 県民投票条例案修正に係る是非と修正案に対する所見
- イ 修正案を署名者に説明する可能性の有無

(8) 質疑・質問等の終結

(9) 参考人の紹介

(10) 参考人の意見陳述

ア 山梨学院大学 教授 江藤俊昭氏

(11) 質疑・質問等

■櫻町委員

- ア 機関委任事務廃止後の住民投票実施に対する考え方
- イ 住民投票実施時の事務コストへの見解

■蓮池委員

- ア 世論が明確な場合の住民投票実施の考え方

■佐野委員

- ア 住民投票実施時の有効投票率に対する考え
- イ 県レベルで住民投票が行われない理由
- ウ 国の政策と住民投票との関係

■源馬委員

- ア 住民投票実施結果に対する住民の責任
- イ 住民投票条例案を議会が修正できる範囲

■多家委員

- ア 住民投票と政治的思惑との関係に対する所管

イ 住民投票が住民と議会との関係に与える影響

■落合委員

ア 住民投票条例案否決時の住民への説明方法

■増田委員

ア 地方自治と国の法制度との関係

イ 住民投票条例案提出を契機とした今後の議会のあり方

(12) 質疑・質問等の終結

(13) 参考人の紹介

(14) 参考人の意見陳述

ア 静岡文化芸術大学 理事 興直孝氏

(15) 質疑・質問等

■渡瀬委員

ア 浜岡原子力発電所の安全性の判断が可能となる時期

イ 中部電力が行う津波対策工事についての感想

■櫻町委員

ア 住民投票実施の際の住民の判断材料

イ 知事が原子力発電関係団体協議会の脱退を表明したことへの所見

ウ 住民投票実施に最適な時期に対する考え

■蓮池委員

ア 浜岡原子力発電所の安全性確認のための県の判断能力の有無

イ 原子力発電所安全神話崩壊後の安心の構築

■佐野委員

ア 原子力規制委員会の安全性の検証と政府が最終判断することへの所見

イ 浜岡原子力発電所の再稼動問題と国のエネルギー政策との関係

(16) 質疑・質問等の終結

(17) 参考人の紹介

(18) 参考人の意見陳述

ア 名古屋大学大学院 教授 山本章夫氏

(19) 質疑・質問等

■落合委員

ア 福島第一原子力発電所の事故でベント作業がおくれた原因

イ 浜岡原子力発電所の復水器からの海水流入事故についての所見と  
ヒューマンエラーの関係

■櫻町委員

- ア 中部電力が行う浜岡原子力発電所の安全対策への所見
- イ 福島第一原子力発電所の事故の教訓
- ウ 浜岡原子力発電所の使用済み核燃料棒の保管方法

■多家委員

- ア 原子力発電所の安全性に対する考え方
- イ 原子力発電所の老朽化についての所見

■佐野委員

- ア 福島第一原子力発電所の津波被害の想定
- イ 原子力発電所がない場合を前提にした議論への見解

■蓮池委員

- ア 津波以前の地震動そのものによって福島第一原子力発電所の事故が起きた可能性
- イ 原子力発電所事故における想定外とリスクの考え方
- ウ 政府の原子力発電所ゼロ政策下の人的技術力の確保

■渡瀬委員

- ア 県民投票条例可決時の県民に対する情報提供
- イ 県民投票条例可決後6カ月以内の投票実施に対する見解

■源馬委員

- ア 原子力発電所のハザードの大きさに対する認識
- イ 技術革新による原子力発電所の事故リスク軽減の可能性

■増田委員

- ア 原子力発電所の情報開示の状況

○ 第5日目（10月5日）

3 出席委員（10名）

4 欠席委員（なし）

5 議事内容

(1) 再開

(2) 集中審査【知事提出議案第133号】の再開

(3) 質疑・質問等

■渡瀬委員

- ア 原子力発電所の安全性について県民が判断できる時期に関する所見

- イ 条例案可決後に、市町の協力が得られなかったときの対応
- ウ 全ての市町の協力の必要性の有無

#### ■櫻町委員

- ア 提案されている条例案の法律上の不備と執行上の課題
- イ 県民投票が実施される場合に想定する投票率
- ウ 投票資格者を18歳以上とする場合のシステム変更に要する金額
- エ 通常の定期点検後等に原子力発電所を再稼働させる手続
- オ 今後の原子力行政への県民の意思の生かし方
- カ 提案されている条例案で修正を要さない項目
- キ 原子力発電所の再稼働を検討する場合の県民の意思の反映方法

#### ■蓮池委員

- ア 県民投票の事務を市町に委託する場合の手続
- イ 県民投票を他の選挙とあわせて実施した場合のコスト
- ウ 13億円と試算した投票費用に含まれる内容
- エ 実際に県民投票を実施するために要する期間
- オ 県防災・原子力学術会議における議論の内容及び位置づけ
- カ 浜岡原子力発電所再稼働において事前了解をとる地元4市
- キ 県民投票事務に係る規則制定のために要する期間
- ク 試算した投票費用における広報費用の有無
- ケ 県の防災・原子力学術会議の安全性を検証する能力
- コ 条例制定請求代表者からの相談への対応

#### ■多家委員

- ア 条例制定請求に係る条例制定請求代表者と県当局とのやりとりの経過
- イ 条例案第9条投票資格者名簿において訓示的規定とすることへの解釈
- ウ 本県における原子力工学の専門職員の配置の有無
- エ 原子力発電所の再稼働にあたっての地元市及び県の同意の効力
- オ 条例案の不備について県が確認した時期

#### ■落合委員

- ア 現時点での再稼働はないと表明していたにもかかわらず条例に賛意を示した知事の考え
- イ 県民投票実施に係る13億円のコストに関する所見

#### ■佐野委員

- ア 他県及び他市町村で条例案の不備を理由に県民投票を否決した事例
- イ 原案どおりの条例が可決した場合の県の対応
- ウ 市長会及び町村会が参考人として出席しないことについての所見

- エ 浜岡原子力発電所の安全確保対策でクリアすべき項目の優先順位
- オ 原子力発電所再稼動において県民の安心感を得るための対応
- カ 条例が再議においても可決した場合の県の対応

■中谷委員

- ア 浜岡原子力発電所における津波等対策工事の完成時期の見込み
- イ 今回の条例制定請求に対する所見
- ウ 知事が表明する意見が変わることについての考え

■源馬委員

- ア 国からの浜岡原子力発電所稼動停止の要請の効力及び現在の状況
- イ 条例案が仮に否決された場合の民意の反映方法
- ウ 条例案が仮に否決された場合の県としての方針の表明

■増田委員

- ア 県民投票実施に係る 13 億円の費用の捻出方法
- イ 原子力発電所の安全性に関する原子力規制委員会と政府の判断に対する県の考え

- (4) 質疑・質問等の終結
- (5) 集中審査【知事提出議案第 133 号】の終了
- (6) 討論
  - 櫻町委員
  - 落合委員
  - 源馬委員
- (7) 知事提出議案（第 133 号）の起立採決（否決）
- (8) 知事提出議案（第 112 号、第 121 号、第 130 号～第 132 号）の一括採決（可決・同意）
- (9) 議長への申し入れの協議
- (10) 閉会中の継続調査案件の決定
- (11) 委員長報告の委員長一任
- (12) 審査及びその他の終了 3
- (13) 閉会

平成 24 年 9 月定例会総務委員会 質疑・質問

質疑・質問者： 櫻町 宏毅 議員

質疑・質問日： 2012/10/04

会派名： 民主党・ふじのくに県議団

○櫻町委員

よろしく願いいたします。

6番委員、2番委員の質問と多少かぶるかもしれませんが、基本的なことなのでお答えいただきたいと思うんですけども、原発県民投票静岡のホームページを拝見いたしました。さまざまな活動をおやりになっている様子がわかります。その中で街頭署名活動あるいはスーパーでの署名活動というのは数多くやられている様子がわかるんですが、具体的に署名を集める方、要するにお願いしますという方に対して、こういうことをちゃんと説明しなさい、お願いしてくださいといったマニュアルを持って取り組みをされてきたのか。

もう1つ、条例案の原文はしっかりと説明されたのかどうか、この2点についてまずお聞かせいただきたいと思います。

それから、2点目。集められた署名の数は知事も議会の中で法定署名数の3倍に及ぶということで重いということをおっしゃっておりますが、私はこの地域間のばらつきがあるんだというのが大変気になっております。函南町は署名率は15.39%、一方、最小の小山町は0.34%、それでもって貴団体が主張される県民の思いを持って今回の住民投票条例は、議会に出したんだとお考えなのかどうか。この地域間の温度差について御所見があれば伺いたいと思います。

それから、3点目、浜岡原発の安全性に対する御認識についてお伺いをしたいと思います。

知事は再三安全が確保されない限り再稼働はあり得ないということを発表されておりますが、まずこの知事の姿勢に対してどのように受けとめておられるか、これをお伺いします。

またあわせて、中部電力はマスコミにも公表してますとおり、さまざまな安全対策を真摯たる姿勢をもって実施されていると私どもは受けとめております。この中部電力が行っております安全対策について、どのように御認識をされているか、伺いたいと思います。

4点目、条文内のことで2点お伺いをしたいと思います。1つは市町の協力のところでございます。先ほど来、元磐田市長の立場でございまして、地方自治あるいは地方自治法には精通されていると拝察いたしますけれども、当局が指摘したとおり、沖縄の県民投票がかつて1回だけありますけれども、そのときは県と市町の関係が上から義務的にお願いできるという状況でした。今は事情が変わって横並びで、協力をお願いしなければならないということでございますけれども、いただいた条文の原文を見る限りは、強制的、義務的にやってくれといったように読み取れるんですけども、地方自治法に精通されている鈴木代表におかれまして、なぜこういう事情が変わったことを踏まえてこのような条文の項目になったのか、この点についてお伺いしたいと思います。

最後第1条の目的のところなんですけども、「中長期的なエネルギー政策に係る住民自治を推進し」ということが記載をされております。今回の条文提出の意図は浜岡原発の再稼働の是非を問う住民投票ということでございまして、浜岡を動かすか、動かさないかを県民の皆さんにお聞きになっているんですけどね。それが中長期的なエネルギー政策に係るということを目的に書かれたこの理由

についてお伺いいただきたいと思います。

以上です。

#### ○鈴木参考人

まず、街頭で署名をする場合のマニュアルはあるのかということで、マニュアルは当然ございまして、私どもはその中で、これは浜岡原発の再稼働をやめるためにやっているとかまた原発を推進することをやっているものではない、まずその御理解をお願いしますということを言わせてもらっております。マニュアルは各地域で勝手連的にやっておりますので、幾つものいろんなマニュアルが出ておりますけれども、基本的にそこはきちんとやりましょうということでやってきたつもりでございます。

あと、原文を説明したのかということですがけれども、ほとんど原文は説明しておりません。実態上署名簿に条文が書いてありまして、署名に来た方々に——署名簿を今ここに持っておりますけれどもそういう資料を出していいのかわかりませんので出しませんが——必要だったらすぐ条文が説明できるようにはなっておりますが、ほとんどの方はこれは何のためにやる署名かと尋ね、県民投票ですと答えると、わかった、それならということで普通そこでほとんど署名をしていただきました。中には署名をしてどういう効力があるのかねということを知りたい方もおられましたので、そういう方に対しては、議会、知事がこの結果を尊重する義務があるということを条文で示して説明をさせてもらっております。

その場合に、何だその程度の効果しかないのか、それじゃ余り意味ないから俺は署名するのをやめるといふ人もおりました。でもそこはやっぱり直接民主制と間接民主制の折り合える点、直接民主制が議会制民主主義——間接民主制を補完するものである以上、そこが私どもも1つのポイントなんですよということ言っていて、それで署名しないという方はしょうがないなということでした。ちょっと余分なことを申しましたけれども、実際に署名をお願いする際には、ほとんどの県民の方は条例文について関心はありませんでした。私どもの中身についての説明は、第1条、2条の説明を聞いて、署名をする、署名をしないということを判断をしていました。

また受任者でたくさん集めてくれる人は、人に説明するという観点から条文もしっかり見ていただいた方が結構いらっしゃいますけれども、そういう方でも第1条、2条の目的、手段、そして効力のところを見て、あとは県民投票をするための仕組みが書いてある条文だねということで大体納得されて、署名活動に携わっていただいたということでもあります。これが大体実態だと思います。

2番目の地域のばらつきはどうかということですが、私どもは特定の組織や党にお願いすることなく市民団体でやっていきましたので力に限界があったということと、あと時間的に浸透するのに時間がかかったということで、地域的なばらつきがあったというのは事実だと思います。

ただ、署名期間の最後のほうで急激に署名がふえてきたということを考えますと、これをもう少し期間があったならば、この広い静岡県で2カ月でしたので、もうちょっと期間があったらこの地域のばらつきはなくなってきたんじゃないのかなと今考えております。その上で地域のばらつきがあるということの分析も私どももしましたが、西部のほうの署名をしているときは、原発が爆発しても偏西風が吹いているからこっちにはあんまり関係ないよという意見の人が結構いらっしゃったということも事実です。

あともう1つ、小山町、御殿場市などの東部、どちらかというと東京寄りのところでは、著しく



署名する数が少なかったというのはございます。それは私も行きましていろいろ聞きましたけれども、私どものところは東電の管内で浜岡というのは余り意識しないということを署名してくれた方も言っておられまして、なかなかここで署名を集めるのは難しいねというようなことも言っていました。このような地域のばらつきもあると思います。

3番目のポイントですけれども、安全性についての知事の姿勢について、安全性を第一にする姿勢は県民の生命と安全を預かる知事の姿勢としては妥当な姿勢じゃないのかなと認識をしております。

そこで若干私どもが思いますのは、知事は学者でありますけれどもこの原子力に関しての学者ではございません。知事は安全性の確保が確認されるまでは再稼働は認めないと言っておられますが、知事自身が御確認をすることは何に基づいて御確認をするのか。それは私の意見の中でも言わせてもらいましたが、専門家なのか、誰なのか。もし専門家だとしたら、原子力や地震の分野というのは未知、未解明の部分が非常に大きい分野であって、そういう分野での専門の方の判断ということで再稼働の安全性が確認されたということで、認めるのかどうか、そこら辺が若干疑問点としてあるところでもあります。

したがって、最終的にはどこかで決断をしなければいけない、決断をして前に進んでいかなきゃいけないとしたら、それはやっぱり民主主義に基づいて県民がリスクもメリットも勘案した上で、一つ判断をして現実を前に進めていくということが必要ではないのかなと考えているわけでございます。

中部電力についてですが、中部電力は努力はしている。一民間会社が1400億円もの防潮堤をつくる等々の努力をして、責務に十分応えていると認識はしております。ただし、18メートルの津波に備えるということであったのが、19メートルの津波が襲うということもあります。直下型地震で縦揺れに対してどのように対応できるかについて、まだまだ解明すべき部分があるという部分についてやっぱり一民間会社であっても、原子力発電所を運転している責任者ですので、責任者としての責務はこれからも果たしてもらいたいと考えております。

市町の協力についての条文の件でございます。

第9条のところは主に問題になってくるわけですが、1999年の機関委任事務が廃止された地方分権一括法については私も十分認識をしております、その認識を新たにしたのは静岡空港の際のいろんなやりとりのときでございます。静岡空港をめぐる県民投票条例の審議の際に、静岡県町村会の代表の池田元竜洋町長が反対ということをして——反対というのを言えるのかなというのを私は最初そのとき思いました——これはやっぱり機関委任事務が廃止されたということで、そういうことが言えるという認識をしたところでございます。

その上で第9条の第1項を書かせていただいたのは、私どもは、これはある意味で市町が実際には投票資格者名簿を調製するわけですし、それを確認的な訓示的な意味で書かせてもらいました。実際上は、この条文があるから命令的にやるということではなくて、地方自治法による事務委託の条文があるわけですので、事務委託の条文に基づいて協議をし、話し合いによって市町が投票資格者名簿を調製するということになるかと考えておりました。その上下の関係に基づいて指揮命令をするという意味じゃなくて、あくまでも訓示的、確認的な規定として書かせていただいた、提案させていただいたということで御理解をいただきたいと思っております。ただし、これについて違法の意味合いがあ

るということであれば私どもは御指摘を謙虚に受け入れなければいけないと思っております。

つけ加えて言わせていただきますと、基礎自治体の首長をやった経験から言いますと、県というのは県の直轄市があるわけじゃなくて、市町で構成されているわけですので、私どもの基礎自治体を取りまとめている広域自治体の県知事がやる、議会がやるといったことを、予算的な手当てがないとか、その市町の固有な事情があるならともかくできないということは、これは私の3期務めました首長としての経験から言うところであり得ないことだと思っております。できない、やらないということは特別な理由があるんだったらともかく県議会でやる、知事もやる、我々はその中の構成団体の1つでなぜそこで理由もないのに反対できるのかという意味では、条文があるなしという問題とは別にこれは知事の御意思、県議会の意思というのが県民投票ができるか、できないかを左右する決定的な事項であると認識をしております。

次に、目的について、中長期的なというところがございますが、これは、大まかなところは県民が決めるけれども、仮に否とした場合にすぐとめるのかどうか。またとめるにしてもどういうとめ方があるのか、技術的ないろんな問題があろうかと思えます。どのぐらいの年月で、やめていったらどうかということは、専門家なりまた専門家の御判断を踏まえたいいわゆる選挙民から選ばれた県議会が専門的に御審議して決める話だと。そういう意味で、私どもが明らかにすべきは中長期的な問題だという意味で書かせていただいた。短期的にはいろいろあろうかと思えます。すぐやめたら非常に困るという場合もあるし、そんな具体的なところまでは規制するまたは影響を及ぼすことが目的じゃありませんということで書かせていただきました。以上です。

#### ○櫻町委員

簡潔に再質問させていただきます。署名の際に署名を書いていた方の方に条文の中身を説明されていないという御答弁だったと思えますが、それはちょっと無責任な行動だったんじゃないかなと思います。と申しますのは、やはり29条までである中身をやはり一つ一つしっかり御説明をし、その上で同意いただいた方にサインをいただくというのがやはり住民投票の本来あるべき姿ではないかなと思います。

最初の第1条、2条だけでサインをしたという方については、十分な意思は伝わっていないんじゃないかと思っておりますので、この点、今後の私どもの審議の参考とさせていただきたいと思えます。

それから、済みません、簡潔にお答えいただきたいんですが、実はですね、9月26日にある報道機関が市町に浜岡原発の再稼働の是非を問う県民投票をもし県から委託をされた場合にやりますかというアンケートをとっております。どこの市とは申し上げませんが、幾つかの市はやりませんということをお知らせしておりますが、参考人は、投票ができたとして35市町のうち例えば1つでもできませんとなった場合、1市でもやらなかったとしてもそれは県民の総意としてとられるかどうか、その点だけ伺ってみたいと思えます。

#### ○鈴木参考人

一つですね、御理解いただきたいのは、実態としては全ての方に条文を説明しなかったということで、街頭署名等でたくさんおられるときに署名をどンドンしていただかないと皆さん忙しいものですから帰っちゃうということで、そこら辺はなかなか条文二十何条全部、附則まで含めて説明するこ

とはできなかったという実態があるということで御理解いただきたいと思います。

それと、市町のうち1つでも反対するところがあったらそれは県民の総意と言えるのかどうか。實際上、実施段階でそういうことがあったときに具体的に判断するべき話かなとも思いますが、最初からそういう反対する市町があってそれを強行してそれが県民投票と言えるのかどうかというのは、これは私は法制上疑問があるんじゃないのかなと思っております。実際やってみてできないところが出てきて、ほかとあわせて結果として出てきたものが全て無効になるのかどうか、県民投票としてそれはわかりませんが、最初からわかっているのに強行してそれで県民投票として成立をしたと言えるのかどうか、これは今ここで急に問われてもなかなか即答はできないところではありますが、疑問であると思っております。

#### ○江藤参考人

それでは、今紹介していただきましたが、山梨学院大学の江藤です。きょう山梨からお邪魔しました。それほど遠くはなかったと思います。

それでは限られた時間ですので、今委員長のほうからお話がありましたが、議会と住民投票の関係、そして住民投票のメリット、デメリットについて意見を求められていますので、これを中心にお話をさせていただきたいと思います。

最初に、議会とその住民投票の関係ということで、恐らく皆さんもいろいろ議論されてきているのでちょっと復習になるかもしれませんが、幾つかの点だけお話をさせていただきます。一般論と最近の動向についてということになると思います。

まず、一般論についてですが、議会には非常に重要な権限があるということはこれはもう当たり前のことなんです、同時にそれは住民投票と別に矛盾するわけではないという確認をさせていただきたいと思っています。

現憲法体制では、地方自治体の地域経営の重要な権限を議会に与えているんですね。これは、よく首長のほうが強いというふうな言い方をされるかもしれませんが、議会が地域経営についての権限を持っています。御存じのように、地方自治法の第96条の第1項には、第15号書かれていますけれども、地域経営の根幹ですね。皆さんが日ごろ議決されているもの、条例だとか、自治体はお金で動いていますから予算だとか決算だとか。例えば市町村のレベルだと市町村合併なんていうのは議会の議決を得なければならないとかですね。あるいは執行権にもかかわっているんでしょうかね、契約だとか財産の取得、処分とか。そういう意味では、議会に権限を与えているわけです。

これは基本的に万国共通だと思いますけれども、住民代表機関、これは首長、知事もそうだと思いますけれども、同時に合議体というところが大事なんですね。いろんな角度から問題をえぐり出せる、多様性がある、だから議会に権限を与えているわけです。権限があるという意味では、これは国会も同じなんです、これはぜひ確認をしていただきたいのは地方自治と国政とは異なるということなんです。権限があるという意味では同じなんです、もちろんその国政が議院内閣制をとっているということ、地方政治、地方自治というのは二元代表制をとっている、これはもちろん違うんですが、今日の文脈、流れの中では、住民が地方政治に積極的にかかわるということを想定した枠組みになっています。

地方自治体は一院制なんですね。御存じのように一院制です。もちろん世界的には国政でも一院

制のほうが今は多くなっていますけれども、地方自治体は一院制なんですね。それは住民がチェックし、参加できるからだということで一院制にしています。日本の場合は、そういうことを具体的に現実化していくために、特に地方自治法では直接請求というのを住民に認めているわけですね。御存じのように国政にはリコール制度はありませんけれども、地方自治体はリコールがある。それから条例の制定、改廃の直接請求が認められているということです。だから、今日住民参加だとか住民投票が広がっているのは、これは偶然ではなくて基本的にそういう枠組みになっているからだということですね。

もう一度確認をしますけれども、いろいろ憲法にも議論はあると思いますけれども、地方自治というのが憲法の中に入っています。これは珍しいと思いますけれども、早い時期に入ってるんですね。この第95条というのを読むと、1つの自治体に関する法律を国会がつくったとき、要するに特別法というものなんですけど、これは地域の声を聞かなければいけないことになっています。地域の声を聞くというのはどういうことかという、知事に聞くわけではないんですね。議会に聞くわけじゃないんですね。住民投票で住民が過半数をとったら、その法律は制定されることになっているという文脈です。だから重要なことは、地域の住民が最終的に決定を下すという枠組みをつくっています。だから、そういうことも確認をすると、議会があるということと、住民がかかわっていくということは別に矛盾するわけではない。

最近の動向を少しだけお話しますが、住民投票が広がった意味と議会とその住民投票が対立するわけではないということなんですけど、従来はそれほど地域経営の争点というのが明確——いろんな例外はありますけれども——それほど激しいわけじゃないんですね。中央集権制だとか、それから経済成長というのが前提となってますから、ここ10年ぐらいの間ででしょうかね。やはり地域経営にとって、地域経営をどの方向に秩序づけていくか、方向づけていくかということがすごく大事になってます。だから、地方行政の重視から地方政治というのが誕生していますけれども、その政治にとってすごく大事なのが議会だということですね。ただし、議会が大事なんですけれども、議会だけが決めていくわけではなくて、住民がそれに積極的にかかわっていく、その住民と議会がずれる場合だってある。そのずれをただすというのも、住民投票の1つの役割ですね。それから、知事と議会とがずれる場合もあると思いますね。そういうものをどのように調整していくかという手法をとらなきゃいけない。それも1つの住民投票のやり方かもしれません。

あるいは、かなり重要なものを議会側から住民に呼びかけていくというようなやり方も必要になってくるのかなと思っています。

今回は、ずれの是正というよりは意見を聞いて自治体の方向を決めていこうということですね。ともかく、議会と住民との関係というのは、住民投票というのは矛盾するものではないということです。

ちなみに、皆さん御存じだと思いますが、議会改革の最先端をいつている北海道の栗山町議会というのがありますが、この栗山町議会は、重要な問題、とりわけ市町村合併なんかを念頭に置いていたんですけども、重要な問題を決めるときに、議員は10数人——あそこは10数人しかいないんですが——10数人で決めていいかどうか。やはり住民の声を聞くべきだということで、みずから住民投票の条文を議会基本条例の中に挿入しています。改正で挿入しているんですね。しかも日本の場合、拘束型ではなくて諮問型の住民投票になっています。だから、重要事項を住民と考える際の1つの手法としてもっと積極的に考えてもいいんじゃないでしょうかと私は思っています。

それでは、1つのその制度というのはメリットとデメリットがありますので、もう1つの論点に

移っていきたいと思いますが、もともと住民投票というのは乱発できないんですね。乱発できないのは当たり前のことなんですけど、もう1つ、争点が二者択一の場合はなじむんですけども、量的な問題とかこういうふうな問題にはなじまないというような原理的な問題があります。それからコストがかかります。ここでも10億円ぐらいかかるんでしょうか。

そういうものを念頭に置いた上で設計するという必要があると思いますけれども、コストについては後に考えるとして、簡単に原理的なメリット、デメリットをもう一度確認をさせていただきますが、1つは住民投票は単一争点型なんです。1つの問題について行うということですね。だから、選挙で選ばれた議員の方々は単一では選ばれておりません。いろんなことを考慮して、住民が選挙で議員あるいは政党を選ぶという形になっていますけれども、その場合、議員は信頼するんだけど、1つの争点ではその議員とずれる場合があるということですね。だから、そういうときに埋めるのに、例えば議員とその住民の意識がずれが生じた場合、激しくなるとリコールとかすごくそういう大きな力を住民自身出していかなければいけない。これは逆に議会人としても大変な苦勞をしなければいけないということですね。だから、議員というのは全体的なことを考えるとずれる場合がある。それを是正するという意味で単一争点型の住民投票が必要だというのが一つあります。

それからもう1つ、住民のほうから言えば住民意識の醸成とか自治意識の向上と言うのでしょうかね、地域自治にかかわれるということではメリットというのがあるということですね。

それからデメリットは、議会がよく無責任になるということ、重要なことを決められないから無責任になるということもあって言われてます。それからもう1つ、住民が矛盾した見解を提案する、一方では税金を下げろと言いながら他方では住民の福祉を向上しろとか、医療費を下げろとか、こういう矛盾する議論があると思うんです。今回の場合でも恐らくそういう議論も出てくるんじゃないかなと思ってますが、こうしたずれた議論というのがあるから、そういう的確な判断ができないんじゃないだろうかということを主張する議論もあります。

今お話をしたのは、一般的なメリット、デメリットなんです。でも、先ほど言いましたように、日本の場合は拘束型の住民投票ではないんですね。最終的に議会が責任を持つ。後ほどお話をしますが、今回の場合は結果をどのように使われるんですかというところをまた教えていただきたいんですが、通常は諮問型というのは、いろんなその地域のことについて議会が責任を持って最終的に議決するというのが諮問型になっています。したがって、デメリットといったことも少ない、あるいは解消されています。今回の場合、ちょっとわからない点は後ほどまた私もお話ししたいところがありますが、住民投票の結果とずれた場合は議会の説明責任が要求されるということだけだと思うんですね。議会が大事ですよ、住民投票の結果が全て自治体の意思になるわけではないということですね。

かなり一般的な、原則的な話をしましたけれども、具体的なことは、恐らく今から質問の中で答えていきたいと思いますが、何点か少し私のほうからざっとだけ読ませていただいたものについてのコメントをしたいと思います。

1つは、議会の構えをしっかりとどのくらい議論されるかどうかということなんです。大震災の原発問題をどのように歴史的に評価するかということですよ。稼働の是非等を徹底的に議論する。原子力村でそういうものが推進されたとすれば、やはり開放的な場で議論するということを考えていく。そういうことで、まだ必要ないんじゃないかと言えば、それは今までの延長で議論すればいい。ノスタルジーだとかという批判はそういうところの人が判断することだと思います。どちらを選択するか。だから、大震災のときの原発問題をどのくらい議会として重く受けとめるかどうかというのは、構えの問題としてまずは大事なことだと思います。

もう1つは、条例に向かうときの議会の論点なんですけど、当たり前なことなんですけども、そのまま是非を問う、賛否を問うだけじゃなくて、議会として議論して修正があって構わないわけですよ。議会としてはこうなんですよ。そのときはもちろん住民に説明するんですけども、議会としての修正はあっていい。いろいろ私も今、県のほうと代表者の議論というのも少しぎっとだけ読ませていただきましたけれども、徐々に間が埋まってきてるのかなとか、この辺はやはり問題だ、でもこの辺はクリアできるんじゃないかということもあると思います。そういうものを全てうのみにするわけではなくて、議会としてどれが住民のためになるかどうか考えておく必要があるんじゃないか。

それから条例についてですが、本当にやるんだったらコストをどのくらい考えていくかどうかです。やはり民主主義のコストというふうに一般的に考える考え方もありますけれども、やはり大事な税金です。これについては、通常は住民投票というのは大規模公共施設なんかを議論しますから、その建設費と維持費との総額とコストの関係をどうするかどうかって考えますけれども、今回の場合は恐らく歴史的にどのような立場をとるかというのを、広い視野から考えるときのコストとして必要かどうかの議論だろうと思います。そこまで議論を展開できるかだと思います。

それから、条例が可決されたときの議会の役割なんですけれども、住民投票をやる時は執行機関の問題だけじゃないんですね。やはり議会が議決したということは、そして住民自治の根幹である議会は、やはりその住民の自治を進めていくような住民投票にしていかなきゃいけないわけですよ。だから、よく住民投票のときには先ほど言いましたようにムードに流されやすい、矛盾した議論が出てくるということは、是正することが必要なんですね。そのときに、しっかりとした情報提供、そしていろんな場所での議論を提供していかなきゃいけない。それは通常執行機関がやるんですけども、それをやらせていく、監視していく、こういう作業がまずは必要ですね。今後、地域にとって——静岡県にとって、この原発問題が大事だという議員の方々、皆さんそう思われてると思いますけれども、議会としてそういうような場所を提供して議論していくということも必要なんじゃないか。だから、執行機関に丸投げということではなくて、議会として監視あるいは情報提供、そして議論を巻き起こしていく、そういうようなことも必要なんじゃないかなと思ってます。

ちょっと時間なんですけど、最後に1つだけお話をさせていただきますが、今回、条例を読ませていただいて、この住民投票の目的というのは一体何かということなんです。それが、その住民投票の手法とどのくらい合致しているかということを議会としてどのように考えられているかどうかということ、ちょっとまた議論のほうを私も勉強していきたい。参考人は聞いちゃいけないもんですからちょっとぼかして言ってるんですけども、要するに、再稼働の是非に対して地域の意見、恐らく知事の意見に反映させようというのが今回の住民投票の目的だろうというふうに思います。東京都と大阪市の場合は、例えば東京都の場合は東京電力の筆頭株主でしたでしょうかね。かなり大きな株を持つてるわけだから、その再稼働についても影響力を行使できるということがあったということだと思います。だから、今回の場合はその再稼働の是非に対して知事が見解を述べるときに影響を与えるということだろうと思うんですね。もちろん、それは議会が今後地域を考えていくときに、原子力エネルギー政策をどう考えるかについても影響を与えていると思いますけれども、まずもってそこだと思うんですね。だから、そう考えた場合、今回の場合も直接権限を、その結果が行使できるわけではないのではないだろうか。

私が言ってるのは、住民投票を無意味と言ってるわけではないんですね。限定的でありながらも、自治にとって重要だと考える場合は推進すればいいと思います。逆に、別の仕方その住民の声を聞きながら地域のことは民意を反映させることができる、だから今回の場合は住民投票という手法で

はないと議会として考えれば、否決すればいいことだと思います。ただ、その場合は、何度も繰り返しますが、議会というのは白紙委任されているわけではないんですね。だから、それを別の手法についてはしっかりと説明する義務はあるんじゃないかと私は思ってます。16万人ですかね。こういう方々が署名集めるといのはとんでもなく大変なことだと思うんですね。これに対して、今後は議会が応えていかなければならないものだと思います。

議会には、議決責任の自覚と説明責任というのが今求められていますから、本当に、先ほど一番最初に言った議会の権限をしっかりと行使していただきたい、住民自治を進めていただきたいということで、少しオーバーしましたが終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

#### ○山本参考人

名古屋大学の山本です。よろしくお願ひいたします。

本日は、この浜岡原子力発電所の再稼動に関する住民投票条例という非常に重要な案件につきまして、その審議につきまして参考人という形でお呼びいただきましてありがとうございます。

この条例の審査の発端になりました福島第一原子力発電所の事故でありますけれども、あれは当然ながらあってはならない事故だったと思います。

私は国の意見聴取会のメンバーといたしまして、福島第一原子力発電所を事故後に3回訪れました。ああいう非常にシビアな事故を起こした発電所、プラントがどういう状況になるのか、またその周辺にどのぐらい大きな影響を及ぼすのかということをつぶさに見てまいりまして、原子力工学を研究している者として、それを防止することができなかったのか、また今後どういうことができるんだろうかということをお問自答している状態であります。

本日は、この原子力発電所の安全性につきまして、私の専門の立場からまず最初に簡単に意見陳述をさせていただきたいと思います。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。パワーポイントの資料であります。

まず、今回議論いたします安全なんですけれども、これと対になってよく与えられる概念として安心という概念がございます。これの違いについてまず申し上げておきたいと思います。

資料でございますように、安全というのは自然科学で証明される客観的事実でありまして、安心というのは自分で理解、納得したという主観的事実、そういう違いがございます。つまり、安全と安心というのは全く別のものでありまして、特に安心というのは、当然ながら個人の考え方や価値観、こういうものに依存いたしますために、定量化することが非常に難しいという特性があるわけでありまして。

きょう私がお話するのは、安心のほうではなくて安全のほうだと御理解ください。

では、その安全というのはそもそも何かということなんですけれども、定義といたしましては、人とその共同体への損傷並びに人、組織、公共の所有物に損害がないと客観的に判断されること。これは何を言っているかと申しますと、危険がないこと、被害を受ける可能性がないことであります。

この安全を確保するという形で安全そのものに何か実態があるようによく言われるんですけども、実際は安全というのは危険が存在しないという否定の形でしか確認することができません。

一般的に、何々がないことというのを証明するのは非常に難しい、悪魔の証明と言われておりまして、安全性の証明というのは、そういう意味で一般的に難しいものだというふうにもまず御理解いただければと思います。

先ほど申し上げましたように、安全かどうかというのは、結局のところ危険かどうかと、そういうことでしか判断できないわけですが、そう考えますと安全というのは結局危険がない、ゼロだとそういうことになるわけなんです、次のページに行ってくださいまして、科学技術分野の安全、この科学技術分野では絶対安全、つまり危険がゼロだと、全くないんだとそういう状態はあり得ないと考えております。つまり、これは証明できないということでもあります。

では、何をもって安全と考えるかということなんです、これは人への危害もしくは損傷の可能性が許容可能な水準以下に抑えられている状態、受け入れ不可能な危険性、リスクが存在しないことと言いかえてもいいのではないかと思います。

ただいまこのリスクという言葉が出てまいりましたけれども、一般的にこのリスク、危険性は被害、これはハザードと申しますけれども、それとそれが起こる確率の掛け算で一般的には評価されるものであります。

ただし、原子力災害のようにハザードが非常に大きい場合は、確率が低くてもこの掛け算の形で評価していかどうかというのはまだ議論が分かれているところだと理解しております。

事例を挙げておりますけれども、例えば航空機事故というのは、一度起こりますと非常にハザードとしては大きいんですけれども確率としては小さいわけでありまして。逆に自動車事故というのは、ハザードは限定的ではありますがけれどもかなり日常的に起こっていると、そういう2つの事例を比べていただくとこの辺の話がおわかりいただけるかと思います。

このリスクの大きさを見てまいりますと、リスクが非常に大きいときは当然ながらそういうリスクは受け入れることができないわけでありまして。このリスクが小さくなってまいりますと、あるところから許容可能、我慢できるという領域になってまいりまして、十分リスクが小さい場合は広く受け入れ可能なリスクということで、安全な状態というのは、この許容可能なリスクのどこかに明確な線は引くのは難しいんですけれども、この範囲内が安全だとお考えいただくのがいいかと思います。

ここで問題になってくるのが、ではどれぐらいのリスクであれば許容可能かということでありまして、これは1位、2位というか、簡単に答えることができない質問でありまして、昔から問い続けられている問いでもあります。

これ自体は、当然ながら社会情勢や社会の価値観、こういうもので変化いたします。例えば、100年前の日本において許容できたリスクと我々のこの現代社会において許容できるリスクというのも当然ながら非常に違うわけです。

そういう意味では、今後もリスクの考え方、線引きというのは当然ながら変わっていくと思えます。もちろん、社会の情勢を申し上げましたが、個人の価値観にも当然ながらよるわけです。

そういう中で、ではどういう安全の目標というのが考えられてきたかということなんです、次のページに行ってくださいまして、旧原子力安全委員会が平成15年に取りまとめた原子力発電所の安全目標、これは案ですけど、それがございます。

これを御紹介いたしますと、まずは原子力利用活動に伴って、放射線の放射や放射性物質の放散により公衆の健康被害が発生する可能性は、公衆の日常に伴う健康リスクを有意には増加させない、そういう水準に抑制されるべきだということでもあります。

もう少し定量的な表現が下に書いてありますけれども、施設の敷地境界付近、その公衆の個人の急性死亡リスクは年当たり100万分の1を超えないように抑制されるべきである。さらに、施設からある範囲の距離にある公衆の個人の平均死亡リスクは年当たり100万分の1を超えないということで、年当たり100万分の1というのが1つのキーワードになっているということでもあります。



では、これが他国における原子力発電所の安全目標と比べてどうかということなのですが、例えば米国におきましては、急性死亡リスク及びがん死亡リスクは国民が一般にさらされているそれぞれのリスクの0.1%を超えてはならないということでありまして、通常、生活していても、さまざまな事故や病気等で死亡するリスクはあるわけなんですけれども、その原子力発電所が付近にあることによって、そういうもともとあるリスクの0.1%を超えてはならないと、それぐらい以下に抑制してくださいということでありまして、これは、施設が近傍にあるからといって人々が特別な懸念を抱かずに済むほど低い水準だと、そういう解釈であります。

英国は、広く受容されるリスクレベルとしてやはり年当たり100万分の1未満ということでありまして、こちらの考え方は、人間の寿命をおおよそ100歳といたしますと、年当たりの死亡リスクは当然ながら100分の1であります。この100万分の1という値は、先ほどの100分の1と比べますと非常に小さいと、そういう考え方をとっております。

このように、安全目標というのが議論されているわけですが、こういうものと比較するだけではなくて、ほかの要素を考える必要があります。それは何かと申しますと、ある技術、ここでは原子力発電のことですけれども、これを使う場合も使わない場合もそれぞれにリスクがあるわけです。

これらのリスクの大小というのを当然ながら考える必要がありますし、また、原子力発電を使うことによって得られる便益、生じるリスク、両方ともあります。これを比較検討する必要があるということでありまして、ただ、これらの評価自体は、社会のあり方とか個人の価値観にも依存いたしますので、一意にその方法論を決定することは難しいと言われております。

では、次に原子力の安全確保のためのキーワード、ここに深層防護と多重性、多様性、独立性、あと継続的改善というのを3つあげておりますが、これが今後安全性を考えていく上でキーポイントになりますので、この内容を御説明いたします。

資料をおめくりいただきまして、まずは深層防護についてであります。実は、この深層防護の考え方は身近なものにも取り入れられておりまして、例えば自動車の場合ですと、まずは異常を起こさないということで、例えばシフトレバーをP——パーキングポジションにしないとエンジンがかからない設計になっております。これは急発進を避けるためです。

こういうことで異常を起こさないようにするんですが、それでも異常が起きた場合にはそれを事故にしないということで、ブレーキアシストとか車輪の空転を防ぐアンチスキッド・ブレーキ・システム、こういうものが整備されておまして、不幸にして事故になってしまった場合には、乗っている乗員を保護するという観点からシートベルトやエアバックが装備されている。こういう多段の安全対策がなされているということでありまして。

原子力発電所についても同じような考え方がとられておまして、まずは異常の発生を防止するというので、よい設計を採用するとか管理をきちんと行うとか間違った操作をしてもプラントに異常が起これないとか、そういうことで対応します。さらに異常が発生した場合でも、事故にならないようにするというので、例えば原子炉を自動的にとめる機能は備わっております。

異常がさらに発展して事故になってしまった場合でも、その事故の影響をできるだけ少なくしようということで、例えば緊急時の冷却機能、緊急時炉心冷却機能と言われてますけれども、例えばそういうものがあります。

さらに、もともと原子炉を設計するときは設計の1つの基準として幾つかの事故を考えながら原子炉をつくるわけなんですけれども、そういうものを超えて、例えば今回の福島第一原発の事故は過酷事故の1つだったんですけれども、そういうふうになった場合でも影響を緩和する、最終的には防

災や避難などで周辺の影響を緩和する。こういう形で安全対策がとられているわけであります。

次のキーワードの多重性、多様性、独立性でありますけれども、多重性と申しますのは、同じ働きを持つ同じ原理の機器、これを複数用意しておくということでありまして、例えば非常用ディーゼル発電機を2台ではなくて3台用意しておく。多様性につきましては、同じ働きを持つ別の原理、これを複数用意しておく。例えば、ディーゼル発電機に加えましてガスタービンで動く発電機を用意しておくなどであります。最後の独立性は、機器を同じ場所に置いておきますと、例えば火災で両方とも故障したりとか今回の津波のように浸水で両方とも機能がなくなってしまう、とまってしまうということがありますので、これを別の区画に置くとか別の場所に置く、そういうことが対策として重要になってまいります。

最後の継続的改善なんですけれども、原子力発電所の安全対策というのは、1回やったらそれで終わりというものではございません。さまざまな原子力発電所等において、トラブルが発生するわけでありまして、それを踏まえて日々その安全対策を高度化していく必要があるということであります。

また、科学が進歩することで新しく得られる知見もいろいろありますので、これを継続的に原子力発電所の安全対策に生かしていくということで、この継続的改善というのは、例えばトヨタなどでカイゼンと言われているものと同じ概念だというふうにお考えいただくのがいいと思いますけれども、これがリスクを低減させるための非常に重要なものだと思います。

最後のページです。現在、原子力規制委員会におきまして、今年度内をめどに新たな安全基準を検討するという報道がなされております。

これにつきまして、先ほど私が御説明いたしました、まずこの深層防護の考え方にとった基準になっていることが必要だろうと思います。さらに、事業者が継続的改善を積極的に行えるような、それを促すような仕組みがあることが重要だと思います。

また、各国の規制のいいところが入り入れられて世界最高レベルの基準になっている。最後に、当然でありますけれども、福島第一原子力発電所事故の教訓が反映されていること、こういうことが重要だと思います。

最後ですが、安全性を判断するためということで、幾つかキーポイントを書いております。

1つ目は、社会の情勢や社会の価値観を反映した許容できるリスクのレベルについて目安があることということで、これは先ほどの旧原子力委員会の安全目標というのが1つの目安になるのではないかと思います。

では、その発電所のリスクが安全目標に適合しているかどうかということなんですけれども、これ自体を定量的に評価するというのはかなり難しい評価になると思います。これを判断するための1つの考え方というのが、原子力規制委員会の定める新たな安全基準に発電所が適合していること、これが1つの考え方だろうと思います。

さらに、原子力事業者におきます安全文化、これは非常に重要でありまして、安全を第一に考えて、その安全を高めるような取り組みがトップから下のレベルの方まで全ての方に浸透していることということなんですけれども、それが醸成されて安全対策を高度化する、それを継続する体制があること。原子力防災まで含めて深層防護にとった安全対策がとられていること。

原子力の事故というのは、これまでの歴史を振り返りますと、やはり想定外の事象で起きています。そういうことを考えますと、想定外の事象をできるだけ狭める努力を継続して行っていく。その努力を進展していくと、そういう態度が見られるということがキーポイントになるかと思います。

私の意見陳述は以上です。

平成 24 年 9 月定例会総務委員会 質疑・質問

質疑・質問者： 蓮池 章平 議員

質疑・質問日： 2012/10/04

会派名： 公明党静岡県議団

○蓮池委員

時間ありませんので、端的に 2 点お伺いします。

先生は県の防災原子力の位置づけで、知事がよく浜岡の再稼働をする場合に、国の安全性の確認だけではなくて県としても安全性の確認をした上でということをよく言われるんですが、果たして静岡県として安全の確認をするだけのノウハウですとか、人の問題、知見の問題、それが今実際にあるのかどうかという点が 1 点。

それから、今回この県民投票条例で示された県民の皆さんが再稼働に対して意見を言わせてほしいという裏には、やっぱり自分の地域の中で安心を欲しいと、安心して暮らしたいと、こういうことが非常に大きいと思います。

ただ、安全イコール安心ではない、これは言われているところでございまして、そうすると、県民の皆さんは本当にこの安全を確認して安心するということは、いろんな情報がこの後出たときに、本当に一人一人が、それはもう個人の資質で判断するということになるかと思えますけども、それだけの理解をするだけのものが出てくるのかどうか。

つまり、1 つはもうあの福島事故を見ると、確か先ほど先生も言われましたけども、結局今まで安全だと言われていたことがもうそうではない。要するに、安全に対する神話はもう崩れているということになると、幾らいろんな情報が出てきても、それを信ずるに足るだけのものというのはこれから出てくるのかどうか、その点についての御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○興参考人

まず、国のとられる安全確保について静岡県防災・原子力学術会議として判断していくことが、あるいはそれを執行していくという技術の問題も含めて、まず委員会自身、それと学術会議自身と、後はそれを執行していくであろう県の技術部局、関連規制部局との関係でどうだという御質問でございます。

これについては、私は国に期待しようとするそもそも指針、その適用という内容について、地域社会はそれでいいのかということをしきりと国に申し上げ得心することがまず必要だろうと思えます。すなわち、指針レベルを自動的にそれを受けのわけじゃなくて、それが本当に社会として受容できるかどうかをはっきりと国に申し上げればいいと思ってます。

それは、指針のレベルの問題であり、かつ運用の問題というのは、それをどう適用するかということでございしますが、私も先ほど申し上げたつもりでございしますが、福島原発事故の神話が崩れたとか言うのは、決して神話ではなかったと私は思ってます。

例えば、長期電源喪失であるとか、地震動の問題、地震動はさっき申し上げた実行可能な限りど

う下げるかということの説明が十分できていたかどうか。それがないから神話が崩れたという議論になってます。

私は、実態がそうだとすることが果たして原子力安全・保安院の方々に理解されていたかどうかも含めて、指針をつくった当事者が現場の適用の内容まで全部熟知しているわけでないと思えますね。

そうだとすると、これで安全確保が図られましたという今回の大飯原発の3、4号炉の話もございますが、それを地域社会のほうからの目線でどうなったんですかということを確認をしていきますと、多分問題点が顕在化してくる可能性があると思います。問題は、とられている措置、内容について、相手を信頼するんじゃなくて、相手よりも自分が高い立場でちゃんとメスを入れられるんだという意識を持って対峙することが必要だろうと思います。

そういう意味では、県の原子力安全対策課に私もかねて会議でも申し上げてますが、技術力を涵養してほしいと。あわせて私たち自身も説明責任があるんだから、それに対して応えられるような、無責任な対応はしたくないということを申し上げます。ですから、つとに新しい情報に接するように自己研さんにも努めてございます。私は、国は国、地方は地方の観点から幾らでもできると思えます。

問題は、先ほど先生がおっしゃった2番目のところで、安心の話をおっしゃられました。私は安全の確保と安心は別だと申し上げました。それは、安心を確保するため、安心の気持ちを持つためには、安全のレベルじゃどうしようもないんですよ。この地域はもっと複雑な問題があるんだということ言えば、それをじゃあどれだけ裕度をとれるかどうかの判断があって、それが例えば事業者に対して追加的な責務になる、追加的なオーダーになるわけですね。そこを事業者が受けられないということであれば、受容できませんということで事業を認めないという拒否権を発動すべきだと思うんですよ。

私は原子力行政をかなりやっていますが、特に青森県知事とのやりとりで、「興さん、あなたが言ってるのは国のレベルの話だ、地域は住民をどう守るかが知事の責務ですと、それでは受容できませんよ」ということを再三に言われました。

問題は、それだけの強い気持ちで国と対峙することが必要であって、それに応えられるような技術力を持つことだろうと思います。そういう意味では、私は可能性があると思います。問題は、それに対する投資を、人材を集めようとする思いが必要だろうと思います。

私は福井県の原子力安全対策課はすばらしいと思ってまして、国の中央省庁の規制関係者よりも、圧倒的にレベルが高いと当時私は思っていました。

平成24年9月定例会総務委員会 質疑・質問

質疑・質問者： 櫻町 宏毅 議員

質疑・質問日： 2012/10/04

会派名： 民主党・ふじのくに県議団

○櫻町委員

ありがとうございました。

1点お伺いをいたします。

今回の県民投票条例ですが、県が市町と協力をして浜岡原発の再稼働の是非について投票を行ってほしいという請求代表者側からの意向だと捉えております。もともと条例というものは、県がやる際に自分たちで完結できるというものであれば条例化するべきものだろうし、ほかの自治体の住民投票条例なんかを見ますと、例えば市単位あるいは町単位で自分たちのところで完結できるというものを住民投票条例ということで実施している例があるかと思えます。今回は、私ども県が受けたとしてもそれをお願いしなければいけないわけですね。御案内のとおり、もう沖縄のときは状況が変わっておりまして、沖縄は県が上で市町に義務的にお願いできた。今回は平成12年に法律が変わったものですから対等になったとなりますと、お願いせざるを得ないような状況になった。これは契約事ですので、仮に1つの市が僕たちのところはできませんということになった場合には、午前中もその議論になったんですけども、本当に県民の投票をしたいというような意向を酌むことができるのか。そもそもその投票自体が成立するのかというような議論もございました。

そこでお伺いしたいのは、私が考えるに、県が独自で完結できる内容のものであれば県民投票条例はやるべきだと。ほかの市町と協力する、お願いするということについてはそぐわないのではないかと思います、先生の御所見を伺いたいと思います。

#### ○江藤参考人

恐らく今の議論というのは、原則的にはそれが正しいんだと思いますね。ただ、これからの県と市町村の関係を考えていくときには、新しいことをぜひこの静岡でもつくっていただければ。今回やるかやらないかは別にして、こういう考えを持っていただきたいということで少しお話をさせていただきたいと思います。

今のお話のように、沖縄県の場合と今は全然違いまして、地方分権改革の中で対等になったと。広域自治体も市町村も基礎的な自治体も対等になっているから義務づけることはできない、そのとおりだと思いますね。だから、完結する1つの自治体で行うものは妥当だとしてもということだと思いますが、そうすると、今後県と市町村の広域自治体との関係の中の——ちょっと具体的に私は今すぐに出てこないんですが——いろんなことで協力し合わなきゃいけない。特に今、基礎的な自治体が総合的行政機関として明確に打ち出され出てくる。町村の場合は、小さい町村はなかなかできないから県の補完的なものになる。その新しい関係が求められているんだと思うんですね。今回は県民投票ということで、市町村との協力関係を得なければいけない。だから事業委託になってくると思うんですね。義務ではなくて受託にしていかなきゃいけない。議決された場合、そういうようなことを今度は県が、大事なことなんだということを市町村に、あるいはその地域の住民に呼びかけていかなければならない責任を行政のほうも議会のほうも負わなきゃいけないということですよ。だから、そこにおいてはっきりとその説明をして市町村に協力をしてもらって、事業受託をしてもらうことをしっかりと理解してもらおうということですね。

逆に言うと、そうした問題についてしないという市町村はその住民の人たちができないわけですから、説明責任が求められてくるわけですよ。だから、それだけ重い決定を、それだけこの県議会が議決したこと、そして県が動かそうとしていることに対して、市町村がそれは問題だということはあり得ていいんですよ。でも、それは市町村の住民に対しての説明責任が求められるということが1つですね。

それからもう1つですね。これは効力はどうなんですかという御質問なんですが、万が一、1つか2つ抜けたということも考えられるかもしれません。私はそういうことはあんまり想定しているわけではないんですが、ただそれは諮問型なんですね。何度も言うように、諮問型というのは法的効果からすると世論調査と同じなんです。政治的な効果が高いということですね。それはそのところの自治体ではないんだけど、全体としてはこういう傾向がありましたということでそれを参考に、議会としてあるいは行政として結論を加えていければいい話だと私は思っています。以上です。

#### ○櫻町委員

ありがとうございました。

新しい取り組みを静岡県からということの御意見だと思います。その部分もちろん考慮していかなければいけないというふうに思っておりますが、先ほど先生がおっしゃった新しいものを生み出すコスト。今回、午前中はあんまりコストの議論はしてこなかったんですけど、今報道等に出ているのは13億円という額なんですね。これが大きいか少ないかというのはそれぞれの捉え方ですけども、私は大きい額だと思っております。

そこで、新しいものを生み出すためにはそれくらいの額はいたし方ないという評価もあるかもしれませんが、事を起こす際にかかるお金ですね。先ほど先生も結果がどうなのかということの疑問もあるとおっしゃってましたけれども、その民意が全てに、決定事項に反映できるという重要な決定事項であれば、それだけのコストをかけるという意味合いもあると思うんですけども、今回、正直申し上げて仮に議決をされ実施をされたとしても、それは浜岡原発を直接動かさず動かさないの決定権の材料にならないわけです。先ほどおっしゃったように知事の発言に対しての影響力だとか、あるいは国への影響力だとか、あるいは事業主である中部電力への影響力だとかということにしかならないわけですね。最終決定権のない投票なんだけれどもこれだけの額をかけるということに対して、我々は非常に今苦慮しているところなんですけれども、その点についていろいろ御意見ございましたら伺いたいです。

#### ○江藤参考人

一般的に、民主主義のコストと先ほど言いましたけれども、やはり重いんですよ、10億円とか。東京の場合は50億円弱とかですね。この重みをどう考えるかということで、先ほど言いましたけれども、通常は2つ考えてます。

1つは大規模公共施設とか何かのときにはその建築費とその維持費の総計を念頭に置きながら、その部分と関係はどのくらいになるのかということですね。

あともう1つは、地域にとっての重要なテーマのときにはコストがかかってもやらなきゃいけない問題というのはあると思うんですね。この重要なテーマというのをどのように考えるかというところが、私は今回すごく大事なポイントになってくるかなと思っております。10億円あればいろんなことができるということだと思いますね。そうすると、重要なことなんだけれども影響力としてはなかなかないと軽く見る場合が1つの選択ですね。

もう1つは、今後の静岡県のエネルギー政策になるとなかなか難しいかもしれないですけど、地域政策にとってどのようなことを重視するかまで考えたときにすごく重くなるわけですね。だから、単なる今のこの影響力というのは、知事が何か意見を言うときに少し軽く言ったかもしれませんが、これがそれを超えて、静岡県のさまざまな地域政策に影響を及ぼすだろうということを想定

したらすごく重くなると思います。だから、今回のその原発問題、再稼働の問題も含めて、どういうレベルで議会としては議論をするのでしょうか。重ければやらざるを得ないと思いますね。今回はその程度と軽く見ればやらなくてもいいかなと思います。

ただ、少し狭く捉えたときも、先ほど言いましたように繰り返しになりますが、白紙委任されているわけではないので、住民の声を何らかの形でとりながら知事の見解を持っていく、あるいは県議会としての議決を上げていく場合だってあると思うんですね。だから、何らかの別の手法を、今回16万人を含めて署名を集めてくれた人たちも含めてですけれども、どういう形で民意を反映するんですかというのは同時に出していかなきゃいけないことかなと思ってます。

#### 24年9月定例会総務委員会 質疑・質問

質疑・質問者： 渡瀬 典幸 議員

質疑・質問日： 2012/10/04

会派名： 自民改革会議

#### ○渡瀬委員

1点お伺いさせていただきます。

山本先生は原子力工学の専門家ということでございます。今回、浜岡原発の再稼働の是非を問う県民投票条例に関して、仮にこの条例が可決された場合、先ほど来も前の興先生の時もそうですが、県民に十分な、正確な知識が伝わってないといった感じを私自身もまだ思っているわけですが、可決されて投票を行う場合、県民に対してどのような情報を提供して考えていただくべきか。

また、その情報はこの投票条例でいきますと、6カ月以内になっているんですけども、半年あるいは1年ぐらいで提供することは可能なかどうか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

#### ○山本参考人

では、お答えいたします。

まず1点目、この条例が可決された場合にどういうことを県民にお知らせすればよろしいでしょうかということでありまして、これは、安全性に関する詳細な議論というのは当然ながら今後公開されるでしょうし、御興味をお持ちの方はそういうものを全て見ていくことが可能だと思います。

ただ、それは一方で現実的ではない場合もあると思いますので、原子力規制委員会の新たな基準に適合するかどうかというのはまず審査されると思うんですけども、それがどういう過程で審査されてどういう論点があったのかと、少なくともそういうことは皆様にご覧いただく必要があるんじゃないかなと思います。適合しているかどうかということに含めまして、その過程でどういう議論がなされて、どういう仮定で安全性が確認されたのかという手順が1点目です。

2つ目は、防災計画についてです。これも防災指針も現在改定されると思いますけれども、この静岡県もそれにあわせて防災指針を改定すると思います。その内容については、県民の方に当然ごらんいただく必要があると思います。

さらに、この原子力発電所のことを、先ほどから申し上げておりますように、使う場合と使わない場合、両方ともにリスクがあるわけでありまして。その両方ともリスクがどういうもので、どうい

う性質のものかということは皆さんに知っていただく必要があるんじゃないかなと思います。

次の質問が、条例が可決してから6カ月という御質問ですが、現在、原子力規制委員会で新たな安全基準がこれから審議されるということでありまして、まずそれができてから、さらに浜岡の安全性についての審査が終わってからでないと、なかなか県民の方が浜岡原子力発電所の安全性について判断するというのは少し難しいのではないかなと考えております。

当然ながら、現在中部電力が行っております津波対策の工事が完了してないといけないと思えますし、後は防災計画を見直してそのための体制を整えると思うんですけど、それを完了している必要があると思います。

そういうところが整った後でないと、なかなかこういう投票というのは条件的には難しいんじゃないかなというのが私の感想であります。以上です。

平成24年9月定例会総務委員会 質疑・質問

質疑・質問者： 櫻町 宏毅 議員

質疑・質問日： 2012/10/05

会派名： 民主党・ふじのくに県議団

○櫻町委員

よろしくお願ひいたします。まず最初に請求条例案の不備について、確認をさせていただきます。昨日鈴木参考人と委員とのやりとりの中で、鈴木参考人の指摘は当局とやりとりする中では、法的な課題と執行上の課題が混在して県は受けとめているというふうな発言、指摘があったと記憶しております。法律上の不備、執行上の不備、それぞれどういう部分を県当局として、不備として捉えているのか、もう少しわかりやすくその点御説明いただければというふうに思います。

2つ目、投票率の件です。昨日、江藤参考人にも質問させていただきましたが、県民の民意をあらわす投票率としてどの程度がふさわしいでしょうかという質問をした際に、江藤参考人は50%くらいじゃないでしょうかというようなことをおっしゃってございました。もし可決した場合に執行するのは県になりますので、県として、県が考える県民の思いを酌んだ投票率というのはどのくらいなのか、お考えを伺いたいと思います。

あと、次の2点は事務的な話で申しわけありません。まず1点、請求団体の皆さんは投票者の年齢を18歳というふうにされております。県当局のやりとりの中では、今、国の決まり上もそれからシステム上も20歳でないとできないということをおっしゃっているわけですが、もしこの県民投票をやった場合には、実は13億円のお金がかかるというようなことが新聞報道されております。事務的なことで申しわけありませんが、もしその20歳を18歳にかえた場合、当然システムもかえなきゃいけないということになるかと思いますが、そのかえる場合の費用は、この13億円の中に入っているのでしょうか、いないのでしょうか、その点をお伺いしたいと思います。

それから4点目、これも事務的な確認で恐縮です。今までも浜岡原発の各号機が点検を終了し、再稼働する場面があったと思います。私どもの認識といたしましては、事業者である中部電力が近隣



市町の同意を得て、県のトップである知事の賛同を得て、そして国へ申請し、国が安全だということを確認したら再稼働オーケーという手続を踏んでいると思っておりますが、この手続は、私が今申し上げた手続で正しいのかどうか、これを確認したいと思います。

それから最後に、今回の第133号議案が可決であれ否決であれ、県民の浜岡原発に対する関心、あるいは浜岡原発の再稼働に関する関心は物すごく高まったというふうに思っております。議決をされ、投票が行われるということであれば、投票行為ということで民意を県行政側に伝えるということが出来る、あるいは国政にも伝えると、事業者にも伝えるということが出来ますが、仮に否決された場合、投票は行わないということになります。とはいうもののそれだけ関心がおありでしょうから、やはり当局として、県執行部として、原発の再稼働あるいは原発に関しての県民の関心事を、これからの原子力行政に活かしていく必要があるというふうに思うんです。ですから投票が行われなかった場合にそれをどういうふうに活かしていくおつもりなのか、この点をお伺いいたします。以上5点です。

#### ○山崎総務局長

本条例案の課題につきまして、執行上の課題とそれから法律上の不備と、分けて説明するということについて、まず今回の委員会説明資料のうちの3ページから5ページをごらんいただきたいと思っております。まず3ページの第4条第2項の関係でございます。これは、条例案では県の選管に委任するというふうに書いてありますけれども、選管に委任したとしても今回の一番の課題である投開票事務というのは実施できないということから、これは法律上の不備としては選管への委任ではなくて、市町村への事務委託とするというような形にかえるべきだと考えております。あわせてこれは執行上の課題としましては、事務委託というのは市町村側が受けるかどうかというのは義務づけできませんので、市町村がもし受けなかった場合どうするかということも執行上の課題としては残ります。

それから次に第5条第1項でございますけれども、これは投票日を6カ月以内という規定でございますけれども、これはこの右側の問題点に指摘してありますように、地方自治法上、事務委託をするにはこれだけの手続が必要です。特に市町村議会の議決を考えますと、市町村の定例会が12月とか3月にあると思っておりますけれども、そういったものに諮っていただかなければならないと。そうすると6カ月というのはこれは執行上極めて困難であると。ほとんど非現実的といっているほど困難であるというふうに考えております。

それから次に第7条でございますけれども、これは投票資格者を18歳にするか20歳にするかという問題なんですけれども、これは一般的には選挙の年齢とかあるいは国民投票法における附則による、現在もしやった場合の年齢ですね、これが20歳であるから原則としては20歳に直すべきであると。ただこれは政策論として、将来の子供たちにより影響を与えるから18歳にするという考え方はあるかと思っております。ただその場合は執行上大きなコストの問題と、それからプログラム修正の期間の問題がございます。それから7条のその後段のほうで、県の業務を市町村に県の条例で義務づけることができないということを考えた場合、県だけではその7条及び8条の投票資格者を把握することはできませんので、これをやはり事務委託によって市町村にやってもらうというような規定が必要であります。

それから4ページへいきまして、4ページの第9条第1項、これは県の条例で市町村の選管に事務を義務づけるような規定になっておりますけれども、これは地方自治法に違反しておりますので、

これは削除するしかないと思います。

それから第 17 条、ここに「規定の趣旨」という文言がありますけれども、投票の効力、これは非常に重要な規定でありまして、恣意性が入ってはいけないというふうに考えております。そうすると「趣旨」、それから「著しく」という規定は、これは削除するしかないと思います。そうすれば基本的には公職選挙法と同じように、「規定に反しない限り」という形になると思います。

それから第 20 条から 22 条の規定でございますけれども、これは県議会に広報協議会を置くという規定なんですけれども、まず現在の憲法上、議会というのは自治体の議事機関でありますので、こういうような県の事務を直接執行するということがまず想定されていないと。加えてこの選挙事務は知事が執行することになっております。あくまでも広報業務というのは知事が執行する業務の一部でありますので、この規定によりまして県議会が知事の指揮のもとに執行するという形になりますので、本来二元代表制の議会と知事の間を考えると、このような規定は不相当だと思います。ですから、第 20 条から 22 条については、これは削除するしかないと考えております。

それから次 5 ページにいきまして第 27 条第 2 項ですけれども、これは県民投票の規則を制定するのに 20 日という期限を切っておりますけれども、先ほどもこれは 3 ページの第 5 条で申し上げたとおり、事務委託の期間、これは事務委託市町村との協議を経て、それから市町村議会の議決を経てやらなきゃならないわけですが、これが固まらないと実際上の県の規則も制定できないということになりますので、20 日では到底無理だということになります。

それから第 27 条の第 3 項、これは規則で、条例に反するような規定ができるような文言になっておりますけれども、条例が規則に優先するのは当然でありまして、規則にその条例を変えるような効力を与えることはできないということで、これも削除するしかないと思います。

附則の第 2 条でございますけれども、これは 3 カ月経過した時点で失効するという規定でございますけれども、手続的にはこれは 1 回の投票ですから、手続的には 3 カ月で失効するのはいいんですけれども、この手続部分を除く投票の尊重義務という効力の部分ですね、効力の部分を残したような形で手続部分だけを失効させるという、そういう規定に直すようなことが必要かと思っております。以上が、意見で述べた主な 10 項目についての考え方でございます。以上でございます。

#### ○蕨澤自治行政課長

経費の関係でございますが 13 億円弱ということで、これに 20 歳を 18 歳にかえる名簿のシステム変換の費用が入っているかどうかということでございますが、この 13 億円弱の算出につきましては、平成 21 年に行われました県知事選挙をベースに算出したものでございます。そして県知事選挙並みに住民投票が行われた場合、平成 21 年の県知事選挙につきましては 10 億 9000 千万円ということでございまして、これに今回の住民投票にかかるプラス要因、それからマイナス要因それぞれを勘案して、算出したのが 13 億円弱ということになっております。この中のプラス要因のひとつとしまして、20 歳を 18 歳にかえるという投票資格者名簿システムを新たに構築するということが計算要素として入っておりますので、この 13 億円弱の中にはその費用は入っているということでございます。以上でございます。

#### ○齋藤自治局長

住民投票の投票率がどのくらいあればという御質問でございましたけれども、全国におきます常設型の住民投票条例の制定状況につきましてちょっと調べましたけれども、実は都道府県レベルで常

設型を制定している団体はございません。したがって市町村レベルで制定している団体——これは我々がインターネット等で確認できる範囲での調べでございますが——ことし8月時点で40団体ございました。このうち住民投票の成立要件を定めているものが38団体でございます。その中で投票した者の総数が、投票資格者数の2分の1に満たない場合は不成立という形で定めてあるものが、そのうちの28団体というような結果でございましたので、比較的50%というところが多い、市町村の常設型の住民投票のレベルではそういう規定が多いという状況でございました。

#### ○杉浦原子力安全対策課長

まず再稼働に当たっての手の関係ですけれども、直近の例でございますと浜岡原子力発電所の5号機、平成21年8月11日に駿河湾沖地震で5号機だけが特別に大きな揺れを起こした、そのときの再稼働の手続を申し上げます。あのときには5号機だけが揺れたということで中部電力のほうでいろいろな調査をして最終的な結果を国のほうに報告いたしました。平成22年の12月に国が問題なしということで了解がとれまして、翌23年の1月、年が明けた1月に県では県防災・原子力学術会議を開催しまして、国の見解がどうかということをお委員の皆様にご確認をいただき、おおむね妥当であるということをお委員の皆様方からいただきました。そして地元4市に対しまして再稼働の了解をいただき、最終的にその後1月末になりますけれども、知事が再稼働を了承するというところで決定したという段取りになっておりますので、今後もし再稼働ということになればこのような状況——先ほど言いましたように国がとめた原発でございますので、国の最終的な了解というものも途中で入ってくるかと思っておりますけれども——基本的には5号機のような過去の事例で再稼働の手続が進められると考えております。

それともう1点、原発への関心が高まりまして今後行政にどう生かしていくかということでございますけれども、当然県民の皆様にももう少し情報公開、情報提供をしっかりと、どういう状況であるかということをおやはり県も国もそうですけれども、努力していかなければいけないと思っております。これまでも県では、いろいろ地震防災センターの講演会とかあるいは防災・原子力学術会議——これ公開で実施してございまして——これに中部電力を招いて津波対策の状況等も説明させたりして、いろいろな場面を通じて情報提供を進めてございまして、これにも増してさらに皆様の理解を深めていただくような広報のやり方を考えていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○小川危機管理監兼危機管理部長

若干補足をいたします。御質問では今後県民の意向を聞いていかどうかというようなことをお尋ねでございますので、今、課長が答えましたのは前半部分でございます。要するにどういう安全対策をやっているんだということとセットで、住民投票でなくても例えばアンケートであるとか、あるいは国のほうでございまして討論型の世論調査であるとか、そういうもののやり方を今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○櫻町委員

ありがとうございます。再質問をさせていただきます。まず法的な不備と執行上の不備ということについては細かに御説明をいただきましてありがとうございます。知事が開会日で発言をされている議事録を読み込みますと、修正の必要のない項目は6項目しかないということをおっしゃって

おります。6項目はどこの部分を指されるのか、この件について御説明をいただければと思います。

それから、再稼働の手續のところについてですが、今、課長とそれから部長の両方からお答えをいただきました。そうなりますと、私が質問するに当たって説明をさせていただいた手順どおりだということでもよろしいわけですね。そうなりますと、今後県民投票を行うか、あるいは部長に御説明いただいたように、公聴会等をやることによって民意を集めるということをやることが、再稼働の手續のところはどういう影響、どこに入ってきてどういう影響を及ぼすとお考えなのか、この点について伺いたいと思います。

今までは地元自治体の了解と、それから知事が賛意を示せば国に対して地元は了解しましたということになっていたわけですね。でもこれだけ盛り上がってきているわけですので、民意というのがやはり重要な判断材料になるというように思いますが、それがどの部分で影響を及ぼしてくるのか、この2点をお伺いしたいと思います。

#### ○山崎総務局長

開会日の知事の発言で、修正を要さない条文が6条しかないということについてですが、全体29条あるうち6条というのは、県民投票条例案をごらんいただきたいと思います。この中で形式的な修正も含めて全く修正を要さない条文でございますけれども、まず第8条は修正を要さない。それから第10条、11条、18条、それから第25条、それから附則の第1条、この6条につきましては一応修正を要さない。その他の条文につきましては、形式的な修正を含めると何らかの修正が必要であるというふうに申し上げたということです。以上でございます。

#### ○杉浦原子力安全対策課長

手続的な問題で、県民の意思をどういうふうに反映するかということですが、忠実にいろいろな公聴会等を開いて、県民の方向性というか意見等を集約して、どういうものであるかということがわかればそれに基づいて、時期としては防災・原子力学術会議の前になると思いますが、国や事業者、あるいは地元4市と真摯に協議を重ねて、県民の意志が十分尊重されるような形で、それらの関係団体と協議をしてみたいと考えております。以上でございます。

#### ○櫻町委員

最後に要望させていただきたいと思いますが、きのうも江藤参考人が申されておりました。県民の意思を表明するのは住民投票だけではないと。住民投票だけが県民の意見を聞く手段ではないということをお申されておりました。今、提出された第133号議案、県民投票を行うか行わないかの議論をしているわけですが、仮に否決となった場合でも、ほかの手段があるんじゃないかということをお申す方もおっしゃっているわけですし、私どももそう思います。一度これで盛り上がった火を、時間がたてばそのまま収束するという事は余りふさわしくないと思っておりますので、今の時点では明確にどの部分でどういう期間で意見を集め、それをどう反映するかというのは決まっていないと思うんです。けれども、それはきちんと県当局としてお決めいただいて、民意の反映ということではこれから先尽力いただければというふうに思っております。

それからもう1点、先ほど6番委員が質問された市町との関係でございますけれども、1つでも了解いただけないと難しいと、私も思います。やはりやるとなった場合は県民全体の皆さんに対して

住民投票をお願いするわけですので、1つができなければその意見は反映できないということになりますので、全市町の賛同をいただかなければ難しいというふうに思っております。

そこで、きのうも参考人がおっしゃっていたんですけれども、新しい静岡型の市町との連携を組んでいってくれと、今回は原発の再稼働に関する協議がもしもありませんけれども、それ以外のところについてもいろんな静岡版をつくっていってくれというようなリクエストもいただきました。それは私どもも重く受けとめていかなければいけないと思っておりますが、今回の条例の可否——可決か否決かということにも影響が出てくるかもしれませんけれども——仮にどっちになったとしても今回の原発のことについて市町といろいろやりとりもされるわけでしょうから、市町との新しい連携の構築、信頼関係の構築ということに努めていただければというふうに思っております。以上でございます。ありがとうございました。

平成 24 年 9 月定例会総務委員会

落合 慎悟 【 討論 】 発言日： 2012/10/05 会派名： 自民改革会議

○落合委員

私は、知事提出議案第 133 号「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例について」を反対の立場で討論いたします。

今回、市民団体の皆さんが 2 カ月かけて 16 万余の署名を収集されたこと、それから住民自治の実現を目指そうとすることに敬意を表するものであります。私どもとしても県当局から 2 回にわたり住民投票条例の請求に関する手続や条例案の課題について説明を受けるとともに、独自の勉強会を 3 回開き、正面からこの問題を受けとめ議論してまいりました。そのような中から県民投票の実施については以下の課題があると考えております。

第 1 点は、浜岡原子力発電所の安全性の判断ができない状況であることです。昨日の参考人招致においても興参考人、山本参考人の両者が話されましたが、浜岡原子力発電所の安全性の判断は原子力規制委員会の検証作業が必要であり、相当期間がかかるということでした。県民が客観的に判断する材料がない中での県民投票の実施は民意を酌む上で正確な判断ができないと思いますので、実施は困難と考えます。

第 2 点は、条例案に法的な不備等がある点です。提出されている条例案には第 9 条に法的な課題があるとともに、執行上もその他多くの課題があります。この条例案においては住民投票の実施は困難と判断せざるを得ません。

以上のことから、私は知事提出議案第 133 号「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例について」は反対であります。

最後に、浜岡原子力発電所の今後のあり方についてはこの県民投票条例の審議で終わるわけではありません。今後も引き続き県議会としても議論を重ねていく必要があるという考えを申し上げます。以上であります。

平成 24 年 9 月定例会総務委員会

知事提出議案（第 133 号）の起立採決（否決）、知事提出議案（第 112 号、第 121 号、第 130 号～

第132号)の一括採決(可決・同意)、議長への申し入れの協議、閉会中の継続調査案件の決定、委員長報告の委員長一任、審査及びその他の終了、閉会【採決】 発言日：2012/10/05 会派名：

○山田委員長

以上で、討論を終わります。

これより、当委員会に付託された議案について採決をいたします。

まず最初に、第133号議案「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例について」を採決いたします。本案は原案どおり可決すべきものと決定することに賛成の委員は御起立を願います。

(起立者なし)

起立なし。よって、本案は否決すべきものと決定をいたしました。

(略)

ここで、私から1つ提案をさせていただきたいと思います。この総務委員会で浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票についての議論を含めさまざまな議論がされました。そういう中で参考人の方からも議会の責任、そういったものが大きなことであるということも意見もございました。そういう中、総務委員会の総意として、今後の浜岡原子力発電所のあり方について議会としてもしっかりと議論を重ねていく、そういったことをぜひともこれからも続けていく必要があるということを議長に申し入れをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、そのように申し入れを後ほどさせていただきます。

平成24年9月定例会総務委員会 質疑・質問

質疑・質問者： 増田 享大 議員

質疑・質問日： 2012/10/05

会派名： 自民改革会議

○増田委員

それでは、それぞれの立場から細かく御質問が出ました。確認させていただきたい、残りの質問だけさせていただきます。

まず経費として13億円余の経費がかかるという御説明がございましたが、この捻出方法については御説明がなかったかと思います。新たに県債等を発行してこれに充てるのか、ただでさえ経営管理部の委員会審査での御説明では、大変財政的に厳しい折という中で、この13億円余の費用をどのような手法、どのような形で捻出をされるのか、改めて御確認をさせてください。

それと、安全性につきましては、それぞれの立場から御質問がございました。昨日の興参考人からもいろいろな御提言、貴重な御指示があったかというふうに思います。その中で政府が最終判断を

するが、原子力規制委員会が安全性について決して譲ってはならない、こういう御意見があったかと思えます。ただいまも小川危機管理監から安全性に対する重要性はるるお話があったところではございますが、この政府の最終判断というものと客観的な原子力規制委員会の安全性についての判断、譲ってはならないとこういった参考人の御提言についての県の御見解を求めます。以上、お願いします。

○橋本財務局長

13億円の捻出方法についてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、現在非常に厳しい財政状況ということでございます。しかしながら仮に県民投票条例が議会で可決された場合には、当然のことながら適切に、その実施に必要な財源を確保してまいるということでございます。具体的にはこれ現在、詳細に検討しているわけではございませんけれども、また県民投票の実施時期にもよりますが、前年度からの繰越金の活用あるいは歳出のスリム化とか歳入の確保などの行革努力、そういった方法によりまして対応することになるのではないかと現時点では考えております。以上です。

○小川危機管理監兼危機管理部長

安全性についての原子力規制委員会の判断、それから政府の判断でございますけれども、確かに原子力規制委員会が安全性を判断すればそのまま稼働につなげるんだという一部政府の要人の発言もございましてけれども、それはやはりおかしいだろうと考えます。当然、私たち県の立場からしても、国がゴーサインをもし出したとしても先ほど申し述べました防災・原子力学術会議は専門家の集まりでございます。そうすると、きのうのそれこそ多重防護の考え方みたいな形で、要するに論理的に落としはしないか、どうなのかという観点からですね、あるいはこういう事象が起こった場合の対応まで考えているのかどうなのかというところも含めて、県独自のチェックをしていきたいと考えてます。

同じように当然原子力規制委員会の判断というのは、技術的あるいは科学的な側面からハードとしての安全性が確保される、当然その中には先ほども話が出ておりましたですけども、それを操作する人間のヒューマンエラーというものはないんだという前提でやっております。できるだけそのヒューマンエラーをなくす方向の仕組みをつくりながら、リスクそのものをできるだけ小さくしていくということまで含めて原子力規制委員会では判断されることと思っておりますので、それを含めた上で政府としては全体のエネルギー政策であるとか、地域経済であるとか、もろもろの政治的な内容を含めた上での判断をされるべきだと思います。

ただ、政府がそういう判断をしたとしても、県としては独自にそれで浜岡原子力発電所の安全が確保されるのかという観点から、再度判断をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

平成24年9月定例会総務委員会

櫻町 宏毅 【 討論 】 発言日： 2012/10/05 会派名： 民主党・ふじのくに県議団

○山田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

当委員会に付託された議案について討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

○櫻町委員

民主党・ふじのくに県議団は3名委員がおりますが、私が代表いたしまして第133号議案に反対、その他の付託議案には賛成の立場で討論させていただきます。

民主党・ふじのくに県議団は今日に至るまで研修会4回、そして議員総会計8回開催いたしまして、県民投票条例案について議員同士真剣に議論をしてみいました。結論といたしまして、先ほど申しましたとおり知事提出議案第133号に反対することと会派として決定いたしました。

理由は以下の2点であります。

1つは、今回提出された条例の条文についての不備であります。主に3つ申し上げますけれども、1つは実施の時期についてであります。第5条の件ですが、仮に可決された場合施行日から6カ月以内となりますと、中部電力の安全対策及び国による新しい基準に基づく評価が終わっていないこと、また県民が再稼働を是か非かの判断を行う材料が不十分であること、さらに広報、システム整備などに係る期間が相当かかるということ、さらに加えて市町の協力が得られたとしても首長の同意、議会での議決、協定の締結などに時間がかかること等々でありまして、これまでの質疑、質問を経て大きな不備があるということ判断いたしました。2点目は、第9条、市町の協力であります。本委員会における議論を通じまして明らかになったとおり、県が単独で投票事務等を行うことは不可能であります。市町村の選挙管理委員会は投票資格者名簿を調製しなければならないという条文では県の条例による義務づけとも捉えられるような表現がなされております。これは地方自治法に照らし合わせても問題があるものと考えまして、これも大きな不備であると考えます。不備の3点目は、広報協議会であります。具体的には第20条から22条でございますが、二元代表制の静岡県議会におきまして、あくまでも県議会は県当局の執行状況をチェックする役割を担っており、現在に至るまで県執行部が展開する各事業に議会が直接関与する例はないし、今後も二元代表制の趣旨から行うべきではないというふうに考えます。よって本条文にも不備があるということでありまして、その他、構成上の不備、執行上の不備が本条例案には多いと勘案し、我が会派といたしましては反対をするものであります。

理由の2つ目は、昨日の請求代表人とのやりとりの中で、署名をされた16万人の皆様は条文の詳細については十分伝えきれていなかったとの参考人からの発言がございました。私どもは請求代表人と直接署名をいただいた16万人強の方々の思いは同じであるべきであり、同じ理解のもとで条例制定を請求される性格のものだと感じます。署名者の意向が十分反映された条例案となり得ていないものと判断いたしまして、以上2点の理由により今回の議案については反対させていただきます。